

平成 27 年度 第 1 回特別職報酬等審議会（会議要録）

1. 日 時 平成 25 年 10 月 5 日（月） 午後 7 時 09 分～8 時 52 分
※今年度は委員改選があったため審議会前に委嘱式を開催した。
2. 場 所 中野区役所 4 階 庁議室
3. 出席者(9 名)
 - (1) 委員（五十音順：敬称略）
池田 祥子 石川 宏 小笹 敏和 菊島 末夫 櫛田 正昭
高橋 夫紀子 福原 紀彦 古田 丈人 星野 新一
（欠席 鈴木 和子）
 - (2) 田中区長（審議会への諮問まで）
 - (3) 事務局
篠原経営室長、朝井経営室副参事（経営担当）、事務局職員
4. 議 題
 - (1) 会長の互選、会長職務代理の指名
 - (2) 諮問
 - (3) 審議会の運営について
 - (4) 審議会の審議事項の変更について
 - (5) 審議資料の説明について
 - (6) 議員報酬及び区長等の給料の適否について（審議）
 - (7) 今後のスケジュール等について

(1) 会長の互選、会長職務代理の指名

朝井副参事

それでは、平成 27 年度第 1 回中野区特別職報酬等審議会を開催いたします。

本来、審議会の進行は会長に進めていただくのですが、本日は委員の改選後、最初の審議会でございますので、今期の会長が選出されるまでの間、事務局が司会を務めさせていただきます。ここで事務局の紹介をさせていただきます。

経営室長の篠原でございます。

私は、経営室副参事の朝井です、そして、事務局の米持と鈴木になります。

それでは会長の選出に移ります。

会長の選出は、中野区特別職報酬等審議会条例（第 5 条）に基づき、委員の互選により決定することとなっております。今回の委員改選によりまして 10 名の委員のうち 5 名の委員が新しい委員となりました。5 名の委員は前期より引続きとなります。各委員の皆様から何か互選の方法につきましてご提案はございますか。

（なし）

特に無いようでしたら、事務局から委員の皆様にご提案がございます。

前期も会長を務めていただきました福原委員に今期も引続きお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、ご異論がないようなので、中野区特別職報酬等審議会会長を福原委員にお願いいたします。それでは、ここからの司会進行は、福原会長へお願いいたします。

会 長

改めまして、こんばんは。福原でございます。今期中野区特別職報酬等審議会の委員の中から会長に選出いただきました。前々回から引き続きということでございますが、今期は半数の委員が交代され、改めまして会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは続きまして会長職務代理の選出をさせていただきたいと思ひます。

これは、中野区特別職報酬等審議会条例第5条4項により「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」と、ございます。会長がやむなく欠席しなければならぬ場合などに会長の代理といたしまして司会進行等の職務をお願いする方ということでございます。委員の皆様からご意見がなければ、私といたしましては前期に引き続きまして石川委員に会長職務代理をお願いしたいと思ひますがよろしいですか。

石川委員いかがですか。

石川委員

はい、了解いたしました。

会 長

では、よろしくお願いたします、それでは次に進みます。

(2) 諮問

会 長

続きまして、区長より当審議会へ「諮問」がござひます。

区 長

～諮問文読み上げ、会長へ手渡す。～

会 長

ただ今、当審議会へ諮問がござひました。

諮問文の写しを各委員へお配りいたします。

(コピーを配布)

この諮問内容に基づきまして、今年度も委員の皆様のご意見をいただきながら審議して参りたいと思ひますので、よろしくお願いたします。

なお、区長は、所用により、ここで退席されます。

(区長退席)

それでは、委員改選後の最初の審議会でございますので、石川委員から一言ずつ自己紹介をお願いします。

各委員

～ 各委員 自己紹介 ～

(3) 審議会の運営について

会 長

それでは、本日は初回ということで、皆様の意見を伺うことに先立ちまして、審議会の運営につきまして、事務局から説明をお願いします。

朝井副参事

それでは、審議会の運営についてご説明します。ファイルされております資料があると思います。1番「中野区特別職報酬等審議会の運営について（案）」という資料をご覧ください。内容をご了承いただければ、このように運営したいと考えております。

～事務局 資料に基づき、運営方法について説明～

会 長

ただ今、審議会の運営についての説明がございました。確認方々、ご質問等ございましたらお願いいたします。

池田委員

「2議事の運営（2）」の条例第2条第2項と第3項の違いは。

会 長

毎年、審議会を開かないとならない、毎年4回開くのが第2項、必要がある時に開く、臨時に1回以上開くのが第3項、そういうことになっていると理解してください。

古田委員

「4会議の傍聴」のところ、傍聴人は10人以内とするとあるが、抽選で決めるとか記載した方が良いのでは。

事務局

同じく（6）に傍聴券を申請順に交付するとありますので、原則その順番でということになります。

古田委員

10人を超えた場合は、どうするのか。10人の根拠は。

事務局

10人を超える場合は、会議で諮って、傍聴券を交付することになります。10人というのは、ここの会場、場所的な制約があるためです。

石川委員

「3会議の公開（2）」の文言がわかりにくいと思いますが。

事務局

会議の途中で非公開にする場合も想定しています。この審議会では、非公開にすることはあまり考えられないですが、個人情報に関わることを審議しなければならなくなった場合、途中でも非公開にすることもありうる。ということで書かせていただいています。

朝井副参事

それではこの部分は、少し文章的な整理をしたいと思います。

菊島委員

「5会議記録」の全体的なトーン、文言がわかりにくいのですが。

朝井副参事

こちらも、文章的な整理をしたいと思います。

石川委員

「4会議の傍聴（4）」の文言がわかりにくいので、主語を入れてはどうか。

朝井副参事

こちらも、主語を入れるなど、文章的な整理をしたいと思います。

会 長

今回、傍聴に関する陳情があったということで、この審議会以外に運営方法を定めている審議会を元に、本審議会の運営方法をあてはめて作成しているとのことですが、ただ今の委員の皆さんからいただいた意見を踏まえ、他の審議会との整合性をとって、成文したものを次回以降、提出してください。

他になければ、審議会を事務局からの説明のとおり運営していくことになりますので、よろしくをお願いします。

(4) 審議会の審議事項の変更について

会 長

次に、審議会の審議事項の変更につきまして、事務局から説明をお願いします。

朝井副参事

それでは、審議会の審議事項の変更について、当審議会の審議事項に教育長が加わったことを次の資料2、3、4でご説明します。

～事務局 資料に基づき、審議事項の変更について説明～

会 長

ただ今、審議会の審議事項の変更について説明がございました。審議会の審議対象に教育長が追加されるということになりましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

古田委員

区長等は、給料月額と期末手当の年収ではなく、年間の報酬とした方が、年金制度上のメリットがあるかもしれないので、考えてみてはどうか。

会 長

後ほど、年収がわかる資料の説明もあるので、そこで議論をしたいと思います。

池田委員

制度改正で教育長は、任期が3年になったが、教育委員は4年のままである。任期のずれが発生した理由は。

事務局

1 点目は、首長と教育長の任期が重ならないようにした。首長が任期中に最低1回は、教育長を任命することができるようにした。

2 点目は、教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員より任期を短くすることで、委員及び議会によるチェック機能を強化できること。

3 点目は、計画性をもって一定の仕事をするには、3年は必要である。ということを文部科学省が理由としてあげています。

池田委員

その理由では、教育制度の改正というより区長の任命権が優先しているように感じます。

会 長

一般的な法人でも、評議員など監督する人の任期が長く、理事などの責任のある人の任期が短くなっており、再任する場合もチェックが働くということで任期にずれがある。今回の

教育委員会も、同じようなものと私は理解しています。

教育長の任期が3年ということは、今後の審議でも大変重要な点だと思っております。

では、審議事項が変更されたことは、共通認識といたしまして、今回より教育長の給料についても、当審議会で審議していくことといたします。資料については、他の特別職と同様なものを求めていきたいと思っております。

(5) 審議資料の説明について

会 長

続いて審議資料につきまして事務局より説明をお願いします。資料に対する質疑、その他に必要な資料、そういう所まで議論を深め、審議の下地をつくりたいと思っております。よくお聞きいただいて、後程、質問の時間も設けますので、各委員ご質問がございましたらメモ等をとるようお願いいたします。

朝井副参事

～事務局 審議資料の説明～

会 長

ただ今、資料の説明がございました。これらの資料は、これまで審議会として要望し、積み重ねてきた資料で、継続して用意していただいております。それに加え、今回は教育長についても同様に審議会でご議論いただくための基礎資料として整っております。あと特別区の勧告の資料については、勧告が来週とのことなので、次回、資料に追加されます。これらは、審議会としては、審議にあたりとても重要な資料となります。

また、審議の中で中野区の財政はどうなっているか、との質疑もあります。中野区の財政状況などがわかる資料が別に用意されているようなので、事務局から説明をお願いします。

朝井副参事

それでは、別の資料ですが、平成26年度の中野区の財政、行政評価についてまとめたものが決算に合わせてできていますので、お配りいたしました。それでは、順に説明していきます。

～事務局 財政白書、主要施策の成果について（冊子資料）の説明～

会 長

ただ今、説明いただいた資料については、議論の中で用いていきたいと思っております。ただ今の資料を含めご質問ありましたらお願いします。

(質疑なし)

(6) 議員報酬及び区長等給料の適否について(審議)

会 長

それでは、審議に入っていきたいと思います。次回以降のことも踏まえ、説明していただいた資料に加え、必要な情報を収集したりしながら議論を深めていき、第3回、第4回では、配付されています5の資料を作っていくことが目標となります。そこで、新しく委員になられた方もいますので、まず、議論というよりは、説明を聞いた感想などをいただきたいと思っています。

高橋委員

この資料については、基本給とかが記載されているみたいですが、ボーナス、時間外手当などの細かいことを含めた話は、この審議会で審議するのですか。

朝井副参事

諮問の内容から月額給料のみになります。ただ、特別職は、基本給、旅費、通勤手当、期末手当は支払われますが、それ以外の手当、例えば扶養手当、時間外手当などは支払われないのでシンプルな給料内容となっています。年収の資料がありますが、それが全てということになります。

高橋委員

年収で23区中の順位が変わるのは、なぜですか。

朝井副参事

条例で給料を定めるのですが、区によっては、特例条例で減額している区もあるため、条例本則と特例で順位が異なることがあります。

会 長

他に地域手当というのがありますが、中野区の場合は、年収に入っていますか。

事務局

中野区の場合、地域手当は廃止されており、給料の中に組み込まれております。年収の計算は、シンプルにわかるようになっています。

古田委員

区長さんや議員さんにかかっている社会保険料が把握できる資料で、例えば給与・報酬規定等を見直して、変更した方が良い部分があると思うがどうですか。

会 長

今まで審議会では審議しなかった、控除部分について聞いてみたいということですね。

古田委員

区長や議員さんの社会保険料を有効的に支払うために、給与明細みたいなものがあると、わかりやすいのですが。

会 長

会議が公開されることから、その場合、資料は個人を特定したものではなく、一般的なモデルとして判断することになりますね。審議会では、そこまで見て計算することを義務として持っていないし、給料月額を決めるところですが、見てみたいという要望ですね。いろいろ制度も変わっています。各委員が審議に必要であれば、会議でお諮りいたしますので、今回は、意見として伺っておきます。

高橋委員

区議会議員の報酬が 23 区中 22 位というのは、お気の毒だなと感じます。

櫛田委員

答申により、給料に反映するのはいつからになりますか。

朝井副参事

昨年は、12月に答申をいただき、翌年2月に議会で条例改正、反映は3月でございました。

櫛田委員

答申は、尊重されて必ず答申内容どおりになるんですか。根拠の法律みたいなものはあるんですか。

会 長

答申は、かなり重く受け止められます。給料改正は、条例により、必ず審議会にかけなければならない。そして答申を受けて、改めて首長が条例案を提出することになりますが、条例案を出すための審議会のプロセス、答申がとても大事な材料となります。

小笹委員

区議会議員の勤務日数を会議日数で考えるのか、それ以外の地域で活動している日数も含めるのか、考え方がわからない。

会 長

わかりました。それは後ほど確認していきたいと思います。

星野委員

議員報酬が 23 区で中野区は低い方で、区議会議員 1 人あたりの人口は 15 位、議員定数も各区かなり違っていたので驚いた。先ほどもあったが、議員の職務内容と報酬の関係が気

になるし、会議日以外は、どんな業務をしているのか気になる。また月額報酬と年収の計算方法が知りたい。

会 長

では、毎年状況が変わっていますので、実態を知るために職務内容を正しくお答えいただける立場の方に、次回、お越しいただく方が良いのではないかと思います。どうですか。

菊島委員

たしか前回、事務局の方にお越しいただいて職務内容を説明していただきました。今回も議員さん本人などではなく、事務局の方に詳しくお聞きする方が良いのでは。

会 長

私は、新制度における教育長の職務内容を知りたいと思います。

石川委員

今の教育長は平成 27 年 4 月以前も教育長で、引き続き 3 年の任期ということですよ。私は、この委員を 4 期務め、1 度だけ議長からお話を伺ったことがあって、議員さん本人から話が聞けてとても新鮮でした。今回、可能であれば、教育長ご本人に来ていただきたい。ただし、日程も限られ、多忙なのであれば、事務局の方に来ていただくので仕方ないと思う。

会 長

では、今回は、区議会については、議長、副議長に、来られない場合は、事務局長さんにお越しいただいて意見を拝聴する。もしくは、両方来ていただけるなら、それぞれお話を伺うことに。教育長については、ぜひご本人にお越しいただけるよう強く要望したいが、お忙しいようであれば、事務局の方に来ていただく。常勤監査委員については、どういたしますか。

石川委員

常勤監査委員は、今まで報酬を下げてきたこと、他区より報酬が高いという前提がある。他区より高くても良い理由があって、ご本人が審議会で話をしたいというのであれば来ていただく。そうでなければ、事務局の方で良いのかなと思います。

会 長

それでは、日程等もございますので、今のような感じで、可能な限りお出でいただくということでもよろしいですか。

(異議なし)

それでは、事務局は、調整をお願いします。

(7) 今後のスケジュール等について

会 長

各委員からいろいろご意見をいただきました。次回は、特別区人事委員会から一般職員への勧告もされた後に開催とのことですから、それも踏まえ、意見聴取も踏まえた上で、審議を深めたいと思います。資料につきましても、さらに要望がございましたら、事務局のほうへお願いいたします。

最後に今後のスケジュールにつきまして、事務局より説明をお願いします。

朝井副参事

お手元のスケジュール案をご覧ください。次回、第2回を10月19日(月)に設定させていただいております。

第3回の審議会につきまして、審議の継続、答申に向けての意見集約になりますが、11月18日(水)、19日(木)のどちらかの日程で開催したいと考えております。

第4回につきましては、答申の最終的な取りまとめを行いたいと思いますが、本日用意してある調査表で調査し、次回、決めたいと思います。

～各委員 第3回の出欠席の確認～

会 長

それでは、次回の開催は、10月19日(月)、第3回については、11月18日(水)ということで、各委員の皆様よろしくお願いいたします。

第4回につきましては、答申になりますが、次回の審議の推移も考慮しつつ、日程調査表をもとに、次回、決定いたします。

他に何か申し出はございますか。なければ、本日の審議会は、これで終了いたします。ありがとうございました。